

平成 28 年 3 月 17 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
グローバル・ワン不動産投資法人  
代表者名 執行役員 北島 洋一郎  
(コード番号：8958)  
資産運用会社名  
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 和田 康  
問合せ先 常務執行役員(投信運用部・投信業務部担当)  
柴田 昌孝  
(TEL：03-3262-1494)

### 資産運用会社における組織変更及び人事異動に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社は、下記のとおり、本日開催の取締役会において組織変更を決議し、これに伴う人事異動を決定しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 組織変更（新組織図及び担当する業務の概略については別紙1ご参照）

平成 28 年 4 月 1 日付で、物件情報収集力の強化を目的に、不動産等の投資情報の収集、提供及び管理を行う部署として「投資情報室」を設置します。

なお、これに伴い当該業務を専任として行っていた「投資情報部長」は廃止されます。

#### 2. 人事異動

氏 名	新 任	旧 任	日 付	重要な使用人 (宅地建物取引業法)
鈴木 英一郎	投資情報室長	投資情報部長	平成 28 年 4 月 1 日付	就任

#### 3. 利益相反の防止

投資情報室は各部門から独立した組織であり、同室に所属する者は決裁権限及び各業務執行委員会の議決権を有さず、資産運用会社の利益相反防止体制に変更はありません。

引き続き、全ての物件はまず本投資法人の資産運用業務を営む投信部門（投信運用部・投信業務部）がファンド運用マネジメント部門及び不動産運用マネジメント部門に優先して検討し、検討の結果、本投資法人が取得する意向のある物件は投信部門が担当します。その他詳細は、別紙 2 の平成 24 年 12 月 20 日付公表「資産運用会社における新規業務の開始、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」 4. 利益相反の防止 をご参照ください。

#### 4. 今後の見通し

本件による本投資法人の平成 28 年 3 月期の運用状況への影響はありません。

本件につきましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令・規則に従い、必要な届出等の手続きを行います。

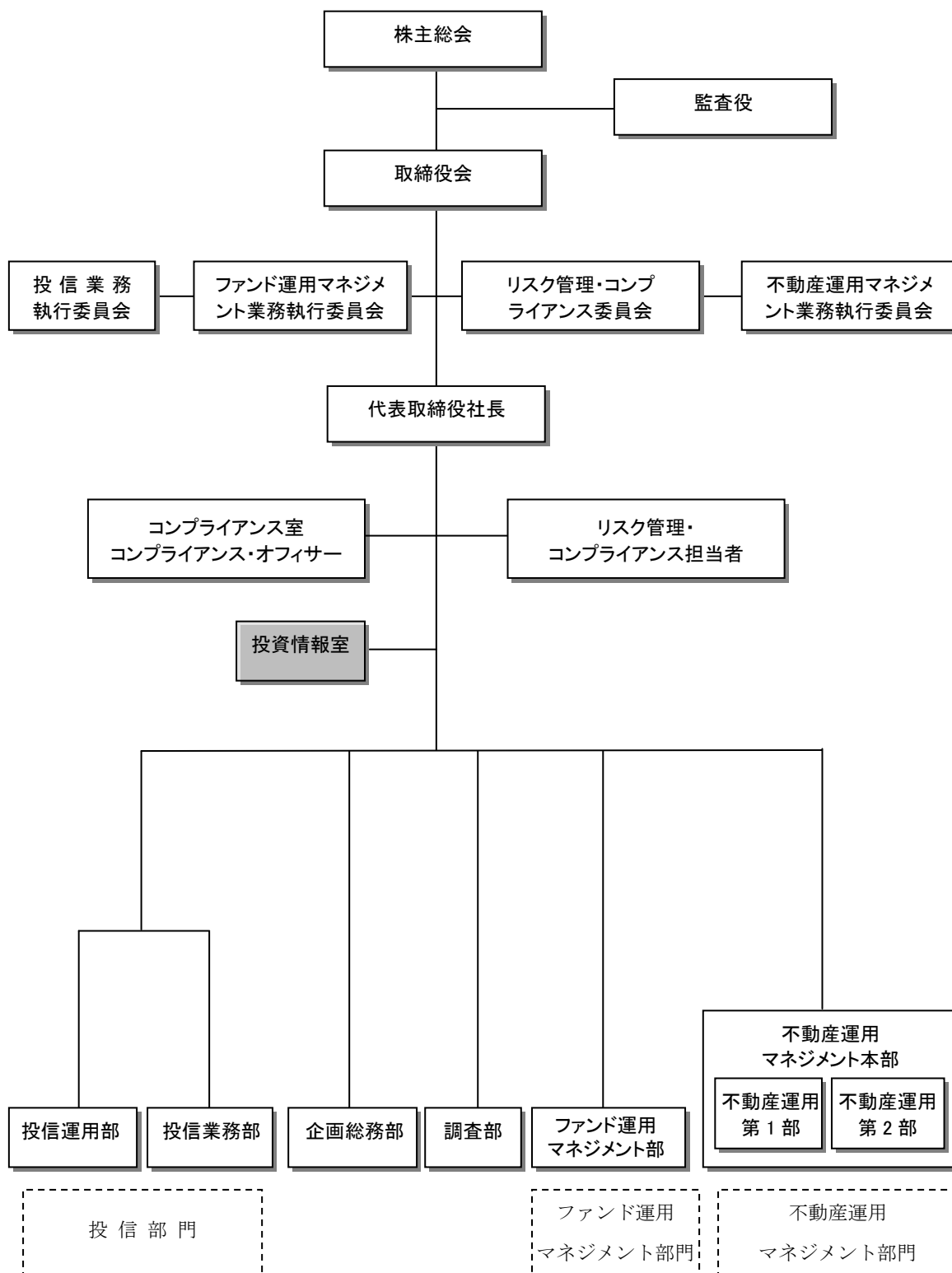
以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp/>

<資産運用会社 新組織図>

: 平成 28 年 4 月 1 日付で新設



< 担当する業務の概略 >

投資情報室	不動産等の投資情報の収集、提供及び管理に関する事項 不動産等の取得の実行又は助言に係る支援に関する事項 不動産等の投資に係る不動産マーケットの調査に関する事項
-------	---

平成 24 年 12 月 20 日付公表「資産運用会社における新規業務の開始、組織変更及び人事異動に関するお知らせ」

(抜粋)

#### 4. 利益相反の防止

投資法人資産運用業務の公正かつ的確な遂行が引き続き阻害されることのないように、投資法人資産運用業務を営む「投信部門（投信運用部・投信業務部）」、投資一任業務を営む「ファンド運用マネジメント部門（ファンド運用マネジメント部）」及び投資助言業務を営む「不動産運用マネジメント部門（不動産運用マネジメント本部）」の相互間における利益相反を防止するため、以下の利益相反防止措置を実施いたします。

なお、以下の利益相反防止措置は、基本的には、従前から「投信部門」と「不動産運用マネジメント部門」の 2 部門間における利益相反防止措置として行ってきた内容を 3 部門間に拡大適用するものです。

##### (1) 組織の分離

上記の 3 部門は、組織上それぞれ明確に分離されます。

##### (2) 意思決定プロセス（業務執行委員会）の分離

各部門の業務に係る意思決定機関である業務執行委員会は、それぞれ明確に分離されます。すなわち、投信部門は投信業務執行委員会、ファンド運用マネジメント部門はファンド運用マネジメント業務執行委員会、不動産運用マネジメント部門は不動産運用マネジメント業務執行委員会において意思決定が行われます。

なお、重要な案件は更に取締役会に上程されます。

##### (3) 情報隔壁

3 部門の相互間において、各部門に係る情報を遮断する措置（外壁による執務室の物理的な隔離、社内サーバー上のアクセス制限等）が講じられます。

##### (4) 物件の取得・保有・売却

###### ①取得

ア. すべての物件はまず投信部門が優先して検討し、検討の結果、投資法人が取得する意向のある物件は投信部門が担当します。

イ. 投資法人が取得する意向のない物件については、ファンド運用マネジメント部門が不動産運用マネジメント部門に優先して検討します。

###### ②保有

テナントに係る決裁は各部門長が独立して行います。代表取締役社長は当該決裁には関与せず、各部門長から事後報告を受けます。

③売却

- ア. 投信部門の運用財産とファンド運用マネジメント部門の運用財産との間における売買は行いません。
- イ. 投信部門が運用を受託する投資法人と不動産運用マネジメント部門の顧客との間の売買及びファンド運用マネジメント部門が運用を受託する顧客と不動産運用マネジメント部門の顧客との間の売買においては、不動産運用マネジメント部門はその顧客に対して取得及び売却の助言を行いません。